令和元年9月27日 第 **42** 号

2

増 刊

目 次

○福岡県人事行政の運営等の状況の公表

(人 事 課) ………1

告

公告

帮

公

驰

汨

뻮

金曜日

Ш 27

令和元年9月

福岡県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成17年福岡県条例第8号)第 6条の規定により、福岡県の人事行政の運営等の状況について、次のように公表する。 令和元年9月27日

> 福岡県知事 小 川 洋

(電話 092-643-3028) (電話 092-262-5726)

総務部行政経営企画課印 刷 株 式 会 社 福岡県久 野 毎週火金曜日- 8577 福岡市博多区東公園7番7号- 0023 福岡市博多区奈良屋町3番1号 定期発行日 毎週火 〔発行〕〒812-8577 〔作成〕〒812-0023

辚

增刊②

人事行政の運営の状況

1 職員の任免に関する状況
 (1) 職員の任免
 ア 職員の採用
 3 0 年度に新たに採用された一般職の職員及び新たに再任用された職員の状況は、次のとおりです。

(単位:人)

. 1	職	職		50	(1)	10
1	架.	凝				
	研	医				
	組			0		31
ı	许 辂					
ı	出					
ı	#					
ı	盐	XHI.		1,560	(74)	384
ı	KII	Ľ				
ı	森	ζ.				
ı	-45	,		314	(1)	9
ı	抽					
ı	4	K				
ı	数	0				
	盐	MI.	(1)	402	(9)	141
	41	ζ.				
	疒	,				
ı			(1)	56	(83)	72
ı	11111	_)	2,326	(8)	57
	⟨ı	т.				
	1/1	-				
	Jr		E	Ę	H	`
	Ą	<	\$		旧	Ħ Ħ
	1×	1	罪		畢	民
			拉	₩	17	₹

1264 (洪)

新規採用には国や他団体との人事交流に伴う採用を含みます。 政令市立学校の教職員は含みません。 「新規採用」欄の()内は任期付採用職員で、内数です。 「新規再任用」欄の()内は短時間勤務職員で、内数です。

職員の離職

30年度に離職した一般職の職員及び再任用を満了した職員の状況は、次のとおりです。

(単位:人)

搬	37	4	21	(7)
究 療				
臣 困				
搬	33	2	4	(1) 29
※				
部 労				
技				
職	735	178	244	(87)
仁				
教				
搬	219	20	97	11
쐢				
麵				
職	244	26	29	(37)
赵				
介				
11111111	1,268	263	433	(132)
⟨□				
_	多職	线募集 退 職	乜	炉
尔	年 退	透り	その他	6
M	定	파 기		任用
	政		損	崖

- 2 (江)

政令市立学校の教職員は含みません。 「再任用の満了」欄の()内は短時間勤務職員で、内数です。

令和元年9月27日

帮

職員の給与の状況 Ø

人件費の状況 (普通会計決算)

23.8	24.4	386,921,256	4,230,349	1,583,844,219	5,131,305
%	%	日士	日士	日士	\prec
29年度の人件費率	B/A	В		A	(31年1月1日)
(条条)	人件費率	人件費	実質収支	蒙出額	住民基本台帳人口

職員給与費の状況 (普通会計決算) 3

\ \b	職員数		給	与 費		一人当たり給与費
K A	A	່ 妹 뫶	職員手当	期末,動勉手当	H HE	B/A
単型の6	∀	一十	日士	日士	日士	一千円
30 +0c	40,272	177,649,502	42,570,321	73,388,539	293,608,362	7,291

(世

職員手当には退職手当を含みません。 職員数は30年4月1日現在の人数で、教育長及び電気事業・工業用水道事業・工業用地造成事業・病院事業・ 流域下水道事業・県営埠頭施設整備運営事業職員(計128人)を除きます。 給与費については、再任用職員(毎時間勤務)の給与費が含まれており、職員数には当該職員数を含んでいません。 $^{\circ}$

ラスパイレス指数の状況 3

区分	H27.4.1	H28.4.1	H29.4.1	H30.4.1
機岡間	100.8	101.5	101.4	101.1
都道府県平均	2.66	100.3	100.2	100.1

ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため国の職員数(構成)を用いて、 学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数です。 (洪

(4) 給与改定の状況

①月例給

国の改定率

(参考)

0.16

「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額

(期末·勤勉手当) 2特別給

		人事委員会の	会の勧告		
区分	民間の支給割合	公務員の支給月数	較差	勧告	年間支給月数
	A	B	A-B	(改定月数)	
90年申	自	月	月	月	Н H
+ 1	4.43	4.35	0.08	0.1	4.45

支給月数 国の年間

4.45

「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の (注)「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、 年間支給月数です。

行政職員の場合) 人事評価の給与への反映状況 (知事部局 (2)

職員の人事評価結果を昇給号給数と勤勉手当の成績率に反映しています。

成績区分 (立) (分布率 (立) (立) (立) (立) (立) (立) (立) (立) (立) (立)

(注) 55歳以上の職員は、標準での昇給はありません。

職員の平均給与月額、初任給等の状況 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(30年4月1日現在) Ξ

-般行政職 $\dot{\odot}$

369,953 円	413,909 円	327,050 円	43.1 歳	都道府県平均
410,940 円	_	329,845 円	43.5 歳	王
365,043 円	414,482 円	326,149 円	42.9 歳	福岡県
平均給与月額 (国比較ベース)	平均給与月額	平均給料月額	平均年齡	区分

1 「平均給料月額」とは、30年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。 (世 世

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などすべての 諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。 また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いた

もの)で算出しています。

(以下同じ)

②技能労務職

357,326 円	379,720 円	324,106 円	210 人	52.9 歳	都道府県平均
328,637 円	_	286,817 用	2,553 人	50.7 歳	王
358,391 円	377,014 円	330,424 円	252 人	55.5 歳	うちその他技能労務職
379,788 用	420,669 円	343,953 円	15 人	58.3 歳	うち守衛
333,547 円	日 600,898	311,270 円	93 人	57.7 歳	うち自動車運転士
363,857 円	378,445 円	335,919 円	177 人	55.0 歳	うち用務員
356,488 円	377,146 円	329,296 円	537 人	55.8 歳	福岡県
(国比較ベース)	十 均和子力領	十 均和科力領	順貝数	十多千	$\triangle \mathcal{F}$
平均給与月額	五十分 计正	江本公司日籍	茶口	外工好业	\ 12

③高等(特別支援)学校教育職

区分	平均年齡	平均給料月額	平均給与月額
福岡県	47.0 歳	384,407 円	448,102 円
都道府県平均	44.8 歳	375,279 円	440,397 円

4小·中学校教育職

Ē	# 08/	平均桁科力領360 181 田	十均指字月額 413 075 田
都道府県平均			

5警察職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額
				(国比較ベース)
福岡県	38.5 歳	319,355 円	442,292 円	358,503 円
国	41.3 歳	317,397 円	-	374,941 円
都道府県平均	38.4 歳	320,732 円	456,228 円	368,727 円

첖

(2) 職員の初任給の状況 (30年4月1日現在)

	尔	福岡 県	Ħ	
一位几个一位	大学卒	185,500 用	179,200 円	-
71 J LX 4 BX	高校卒	151,200 円	147,100 円	г.
社的光效職	高 校 卒	144,800 用	H –	г
1人用占 73 1分400	中学卒	132,700 用	H –	г.
高等学校	大学卒	207,200 用	H –	
教育職	高 校 卒	162,200 円	H –	-
小·中学校	大学卒	207,200 用	H –	
教育職	高 校 卒	Ш —	H –	-
数 窓 職	大学卒	204,900 円	208,000 円	
ķ	高 校 卒	172,400 用	169,500 円	
				í

職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況 (30年4月1日現在) (3)

M	分	経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
がロイエーシロウ・	大学卒	日 986,592	362,334 円	384,211 円	407,534 円
MX11 WA版	高 校 卒	228,439 円	315,023 用	359,398 田	382,337 用
世紀 光炎縣	高校 卒	H —	293,733 用	328,220 用	346,523 円
汉能力纺瓶	中学本	<u>Н</u> —	E	314,033 用	334,375 円
高等学校	大学本	308,347 円	393,673 用	423,142 円	435,854 円
教育職	高校卒	H –	338,806 円	360,582 用	390,042 円
小·中学校	大学本	日 682,908	386,763 円	412,548 円	422,713 円
教育職	高校 卒		— —	日 —	— 田
較突暗	大学卒	274,362 円	381,888 用	404,375 円	416,519 円
 	高校 卒	日 629,622	338,740 円	397,457 円	406,124 円

令和元年9月27日

增刊②

第 42 号

一般行政職の級別職員数の状況 (30年4月1日現在)

4

	尔	標準的な職務内容	職員数	構成比	北		給料月額	額	
1	級	主事技師	1,290 人	16.0	%	142,300	~ ⊞	273,300	H
2	級	主任	入 865,1	19.8	%	192,400	~ ⊞	349,300	田
က	殺	主査	Y 8273	28.3	%	228,600	← E	387,800	田
4	榝	本庁の係長	人 1,136 人	, 14.1	%	261,700	~ ⊞	395,300	田
ಬ	殺	本庁の課長補佐	1,204 人	, 15.0	%	287,700	₹	410,500	田
9	級	本庁の課長	人 054	5.6	%	318,200	~ ⊞	444,200	H
2	級	本庁の次長	Y 92	6.0	%	407,400	~ ⊞	467,900	Н
8	級	本庁の事務局長	丫 51	0.2	%	457,700	~ ⊞	526,800	H
6	緞	本庁の部長	Y 21	0.1	%	521,000	~ ⊞	558,800	H
(浜)	1	福岡県職員の給与に関する条例に基づく給料表の級区分による職員数です	く給料表の級区	5分による	職員数了	らず。			

福岡県職員の給与に関する条例に基づく給料表の級区分による職員数です。 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。 1 2

 \sim

職員の手当の状況 Ŋ

期末手当•勤勉手当 Ξ

1人当たり平均支給額(30年度決算見込)	期末・勤勉手当 1,638 千円	度支給割合)	期末手当動勉手当	2.60 月分 1.85 月分	(1.45) 月分 (0.9) 月分	背置の状況)	職制上の段階、職務の級等による加算措置	· 役職加算 5~20%	管理職加算 10~25%	()内は、再任用職員に係る支給割合です。
1人当たり平	期末	(30年度支給割合)				(加算措置の状況)	職制上の	• 役職加	• 管理職	(浜)

()内は、再任用職員に係る支給割合です。

退職手当 (30年4月1日現在) (2)

(支給率)	自己都合	ďП	定年・早期退職 募集による退職	退職迅服
勤続20年	19.6695	月分	24.586875	月分
勤続25年	28.0395	月分	33.27075	月分
勤続35年	39.7575	月分	47.709	月分
最高限度額	47.709	月分	47.709	月分
その他の加算措置	I		定年前早期退職特例措置	特例措置
			(割増率2%~45%)	~45%)
1人当たり平均支給額	2,378 千円	千田	22,228	千円

退職手当の1人当たり平均支給額は、30年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額です。

地域手当(30年4月1日現在) (3)

42 人	16 %	医師•歯科医師
30,414 人	4.6 %	その他の県内市町村
10,171 人	5.4 %	福岡市
2 人	15 %	府中市、名古屋市
丫 9	16 %	大阪市
7 35 丫	20 %	東京都特別区
支給対象職員数	支給率	支給対象地域
198,718 円	₹)	支給職員1人当たり平均支給年額(30年度決算見込)
8,912,320 千円		支給実績(30年度決算見込)

(洪

福岡県公

쁖

(4) 特殊勤務手当 (30年4月1日現在)

	06) 無 4 00 十	九冊子 納田 江		_	
	文档 美種 (30)	文紹美績(30年度決算見心)		\dashv	
	支給職員1人当たり半均3	文給職員1人当たり平均支給年額(30年度決算見込)		104,627 円	
	職員全体に占める手当	職員全体に占める手当支給職員の割合(30年度)		58.2 %	
	手当の種	手当の種類(手当数)		46	
区分	手当の名称	主な支給対象職員		支給実績(30年度決算見込)	左記職員に対する支給単価
	防疫等作業手当	保健福祉環境事務所等職員	①狂犬病子防注射・犬の捕獲 ②感染症患者等の被護、病原体付着物件の処理、その他特定感染 症毒のまん症を防止するために行う作業(③を除く)、検疫作業、 補菌検査又はウイルス検査 ③口路疫、鳥インルエンザのまん延防止のために行う特定家畜伝 染病にカかっている疑いのある動物の調査、家畜のと殺、家畜の 死体の焼却・埋丸、音舎の消毒の作業	783 千円	○ 日額300円○ 日額200円○ 日額280円○ (作業が書くた)は760円)
	放射線取扱手当	放射線技術職員	有害放射線の影響を受ける作業	444 千円	日類300円
	危険業務手当	県土整備事務所、水産海洋 技術センター、農林業総合 試験場、計量検定所職員、 業務課職員	①折内のトンネル相り作業、水面下4m以上の溶所作業、高所作業、 大型農業機械作業、傷発物立入検査 の正将空気内作業、湯水作業③毒物劇物立入検査	1,334 千円	①日額140円~560円 ②1時間210円~1,500円 ③日額300円
	社会福祉業務手当	保健福祉環境事務所等、障 がい者更生相談所、女性相 談所職員	①接護の措置を要する者等を訪問し面接して行う指導等、精神障が、 のある人の訪問指導、要保護女子に関する相談・指導・一時保護 ②胺体不自由児の日常生活介助	22,230 千円	①日額450円、570円 ②日額230円
1	種雄牛取扱等作業手当	農林業総合試験場職員	種雄牛又は種雄豚を御する作業、牛馬の直腸検査	73 千円	日額230円
1	有害物取扱手当	保健環境研究所、工業技術 センター、農林業総合試験 場職員	有害農薬使用の農作物害虫等防除、有害ガス発生を伴う業務又は特 に危険な薬品の取扱業務	868 千円	日額130円~290円
談	県税事務手当	県税職員	県税の賦課及び徴収	74,653 千円	日額650円、800円
盤	夜間看護等手当	粕屋新光園の看護師	①正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜において行われる看護業務 ②正規の勤務時間外の收急医療等業務	6,859 千円	①162, 900円、3, 300円 ②161, 240円
	犯則取締等手当	漁業取締業務に従事する職 員、麻薬取締員	海上被騒者追跡又は取調、麻薬取締業務、航海中の船舶調査等、現 業職員の51ン末満の船舶運転	607 千円	日額280円~550円
	特殊現場作業手当	保健福祉環境事務所等、保 健環境研究所、流域下水道 事務所職員 児童福祉施設等に勤務する	①し尿処理施設、化製場・死亡骸畜取扱場及び下水道処理施設立入 検査 ②産業廃棄物処理施設立入検査 午前4時から午前6時までの間に勤務時間の始期が定められている勤	638 千円	③日額230円 ②日額290円
	用地交渉手当	職員 農林水産部、県土整備部、 建築都市部等職員	務に従事 用地交渉業務	7,644 千円	日額700円、1,050円
	訓練指導手当	消防学校職員	教育訓練業務	567 千円	日額720円
	災害応急作業手当	県土整備事務所職員	警線発令中等の異常な気象状況等のもとでの、災害の未然防止、応急 処置	126 千円	日額480円~1,095円
	道路上作業手当 (道路上等作業手当)	県土整備事務所職員 道路技術員、河川監視	交通量の頻繁な道路上で、交通を遮断することなく行う道路維持修繕 ①加熱アスライルト混合物使用の道路舗装 ②道路上、河川区域の動物の死体処理	8,036 千円	日額300円 ①日額160円 ②日額230円
	ほ場等管理業務手当	農林業総合試験場職員	①農業機械等を操作するほ場等管理業務 ②ふん尿収集、ほ場散布	820 千円	①日額120円 ②日額230円
	動物等保護管理作業手当	動物愛護管理技術員	①負傷動物の収容作業 ②動物死体の収容作業	67 千円	①日額260円 ②日額230円
	教育職員の兼務手当	教育職員	全日制教育職員が本務の勤務時間を超えて夜間定時制の授業を行っ た場合又はその逆の場合	39 千円	授業1時間2, 790円
	夜間定時制勤務手当	事務職員、技術職員及びそ の他の職員	高等学校又は中等教育学校の後期課程の夜間定時制課程で始業時 刻以後に2時間以上業務に従事	1,480 千円	日額340円 (事務長は日額220円)
	多学年学級担当手当	主幹教諭、指導教諭、教諭、 助教諭、講師	小学校、中学校、義務教育学校又は中等教育学校の前期課程の2の 学年の児童又は生徒で編制されている学級を担当し授業又は指導に 従事	2,359 千円	日額290円
教	通信教育指導手当	①通信教育を行う学校の教育職員(本務職員を除ぐ。) ②通信教育を行う学校及び 協力校の教育職員(本務職員会除く。)	①添削指導 ②而接指導	0 千円	①1通当た9100円 ②1時間2, 790円
(m <	実習船乗船手当	①木産高等学校の教育職員②水産高等学校の職員	実習船に乗り組み、漁ろうを伴う航海において従事する以下の業務 ①生徒の実習指導等 ②船員法第82条の2第4項に規定する業務	828 千円	①日額3,000円 ②日額180円
4	有害農薬による害虫等防除 作業手当	農業高等学校の教育職員	有害農薬使用の害虫等助除	0 千円	1級 日額290円 2級 日額250円
務 員	教員特殊業務手当	主幹裝飾, 括導教飾, 教飾, 養護教飾, 栄養教飾, 助教 髓, 養雞助裝飾, 講師, 東智 助手, 寄宿舎指導員	1号 学校の管理下の非常災害時等の緊急業務 イ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1,286,437 千円	118類 15-4 (特に甚大な災害) 15-4 (特に甚大な災害) 15-4 (特に甚大な災害) 15-5 (15-
	補導業務手当	児童又は生徒の補導を本務 とする教育職員	児童又は生徒の補導業務に従事	4,497 千円	臣

報

 $\langle 4$

빤

珇

恤

教育公務員	教育業務連絡指導手当	教務主任 3学級以上の学校の *生徒指導主事 *生徒指導主事 * 備等学校、中等教育 (高等学校、中等教育 学校及び修別支援学 校の高等部に置かれ るちの) * 学科主任 * 農場長 * 療務主任 * 学年主任 (一の学年が3学級以 上の学年に置かれる もの)	主任等に発令された指導製飾又は製論が、当該担当に係る業務に従事	79,688 千円	比0000瞬日
	主として私服員の従事する 犯罪の予防及び捜査並び に被疑者逮捕の作業	警察職員	犯罪の予防及び捜査並びに被疑者逮捕等	351,137 千円	日額320円、560円
	留置施設看守及び被疑者 (被告人その他法令により 拘禁されている者を含む。) 護送の作業	警察職員	留置施設看守及び被疑者護送	33,540 千円	日額230円、240円
	交通捜査作業	警察官(警部以下の階級に ある者に限る。)	高速道路等における事故捜査・交通違反取締9等	93,906 千円	日額310円~840円
	犯罪鑑識作業	警察職員	現場等における犯罪鑑識	21,886 千円	日額280円、560円
	交通取締用自動車その他 特殊自動車の運転、警備用 船舶運行及び自動車の検 査に関する作業	警察職員	交通指導取締、犯罪捜査等を目的とした、交通取締用無線自動車及 び捜査専用事等の運転等	75,371 千円	日額250円~560円
	暴力団犯罪対策及び銃器 等犯罪捜査の作業	警察官	銃器を使用した現場等における犯人の逮捕等	5,982 千円	日額560円~1,640円
	結核患者接触作業	保健師	結核患者に接触して行う治療に関する諸注意、情報提供等	日士 0	日額230円
	死体処理作業	警察職員	人の死体の解剖・検視・実況見分等直接死体に接触する作業	93,620 千円	1体当たり1,600円、 3,200円
麵 4	坑內作業	警察職員	鉱山の坑内又は掘削中のシンネルの坑内で、ガス爆発、火災、出水、落 盤等の災害があったときに、当該坑内で行う災害関連作業	0 千円	日額1,900円
※ 職	航空機の操縦及び航空機 に搭乗して行う操縦以外の 作業	警察職員	①析空機の操縦作業 ②析空機に搭乗して行う整備作業 ③航空機に搭乗して行う操縦及び整備以外の作業	14,792 千円	①1時間5,100円 ②1時間2,200円 ③1時間1,900円
	警ら作業	警察官(警部以下の階級に ある者に限る。)	響の作業	198,358 千円	日額340円
	爆発物の取締り及び処理の 作業	警察職員	①療器物取締作業 ②爆発物処理作業	687 千円	①日額300円、460円 ②1件当たり5,200円
	夜間特殊業務に従事する 作業	警察職員	正規の勤務時間において従事する作業(指定されたものに限る。)の時 間帯が深夜の一部又は全部を含むとき	330,990 千円	1回410円~730円
	校難校助作業(そのための 訓練の作業を含む。)	警察職員	①活胺を伴う山岳地連難者の軟離核助又は天災地変岩しくは水離、火 災、危険物の爆発事故その他異常な事態における軟離核助 ②福島原発の敷地内及びその周辺の区域で行う業務	7,282 千円	①日額410円、840円、 1,680円 ②日額660円 ~40,000円
	夜間緊急処理作業	警察職員(管理職手当受給 者を除く。)	突発的発生業務の処理のために、正規の勤務時間外の時間において 緊急の呼び出しにより勤務することを命ぜられて作業に従事し、その時 間帯の一部又1全部が夜間であるとき	2,984 千円	1回1,240円
	遠隔地水上警戒作業	警察職員	遠隔地の離島周辺海域において海上保安庁の巡視船に乗り組んで行 う水上警戒の作業	0 千円	日額1,100円
	潜水作業	警察官	潜水器具着用による潜水作業	36 千円	1時間310円~1,500円
	国際緊急援助作業	警察官	海外地域での国際緊急援助隊の派遣に関する法律第2条に規定する 国際緊急援助活動の作業	0 千円	日額4,000円
	サリンその他の特殊危険物 質の処理等の作業	警察職員	特殊危険物質等の発生している状況下、現場で行う牧助又は捜査等	0 千円	日類250円~4,600円
	海外犯罪情報収集作業	警察官	日本国外において従事する犯罪の捜査情報収集(人事委員会が定め る場合に限る。)	0 千円	日額1,100円
	身辺警護等作業	警察職員	天皇・皇后等の皇族及び警護対象者の身辺警衛若しくは身辺警護	949 千円	日額640円、1,150円

(5) 時間外勤務手当(全職員)

	へ加入のパン・スペンチ/ 職員1人当たり平均支給年額(29年度決算)
9,006,483 千円	支給実績(29年度決算)
420 千円	職員1人当たり平均支給年額(30年度決算見込)
8,745,620 千円	支給実績(30年度決算見込)

(注) 職員1人当たりの平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(30年度決算見込)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、 教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。) であり、短時間勤務職員を含みます。

逛

畑

(6) その他の手当 (30年4月1日現在)

	手当名	内容及び支給単価	支給実績 (30年度決算見込)	責 (見込)	支給職員1人当た9 平均支給年額 (30年度決算見込)	当たり 手額 (見込)
扶養手当	₩₽	○扶養親族のある職員に対して支給・配偶者 6,300円・工人につき 10,000円・父母等 6,500円・公母等 6,500円・16歳になる年度初めから22歳になった年度末までの子の加算 5,200円	4,912,929	出	249,235	E
住居手当	ا ال	 ○自ら居住するため住宅を借り受け、家賃を支払っている職員 ・家賃3.3,000円以下 家賃・12,000円 ・家貸23,000円組 ・家貸23,000円組 ・家貸23,000円組 ・家貸23,000円組 ・家貸23,000円 ・家貸23,000円 ・家貸23,000円 ・支給限度額27,000円) ・上部額27,2 ・上部額の1/2 	3,417,596	田	277,042	E
) () () ()	圳	○交通機関、交通用具(自動車等)を使用して通勤している職員に支給・運賃等相当額(原則として6億月定期券の額)・交通用具使用額・通勤距離に応じ2,000円~・新幹線等利用者の特別料金等加算(原外上限41,000円)	5,681,115	田	137,637	Æ
初任%	初任絵調整手当	○専門的知識を必要とし、かつ、欠員補充が困難である職について、民間企業等の給与水準と調整するため に支給 ・医師、歯科医師 309,200円以下(35年) ・研究員 100,000円以下(16年)	92,507	E H	790,658	E
単身走	单身赴任手当	〇異動又は公署の移転を原因として単身赴任となった職員に対し支給 ・30,000円~100,000円	72,634	千円	357,803	田
宿日直手	15年当	〇宿日直勤務を行った職員に支給 ・通常 5,100円 ・医師、歯科医師 20,000円 ・生活指導 7,200円 ・寄宿舎指導 5,900円	1,594,609	# E	194,370	E
晉 理	管理職員特別勤務手当	○週休日等又は平日深夜において勤務した管理職員に職の区分等に応じて支給・適休日等 1回 4,000円つ12,000円 ・平日深夜 1回 2,000円へ6,000円 ・平日深夜 1回 2,000円へ6,000円 (週休日等の従事時間が6時間を超える場合は、1.5倍)	69,406	田田	158,100	E
夜間夢	夜間勤務手当	〇深夜におたる正規の勤務時間に勤務した職員に対して支給 ・勤務1時間当たりの給与額×25/100×午後10時から翌日の午前5時までの勤務時間	931,423	田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田	95,423	田
休日萬	休日勤務手当	〇祝日等における正規の勤務時間に勤務した職員に対して支給 ・勤務1時間当たりの給与額×135/100×勤務時間敷	1,992,235	千円	162,618	田
管理職手当	後手 当	〇管理又は監督の地位にある一定範囲の職員に対して支給 ・給料表・職務の級・職の区分別に定めた額 (40,800円~139,100円)	1,722,693	手	720,491	田
農林漢	農林漁業普及指導手当	○農林漁業等の普及指導に従事する職員に対して支給 ・給料月額×8%(管理職手当受給者は4%)	86,541	千円	314,695	E
黎 加	特地勤務手当	〇生活が著しく不便な地に所在する公署に勤務する職員に対して支給 ・(給料の月額+扶養手当)×級地区分別支給割合一地域手当 * 級地区分別支給割合 4%~25%				
徽	特地勤務手当 に準ずる手当	〇特地公署又は特地公署に増する公署に勤務するために住居を移転した職員に支給 ・(給料の月額+扶養手当) ×支給率 *支給率 異勤後4年間4%~6%、5年目4%、6年目2%(最高6年)				
計	へき地手当	○交通条件及び自然的、経済的、文化的諸条件に恵まれない地域に所在するへき地等学校に勤務する職員に対して支給 に対して支給 ・(給料の月額・數職調整額+扶養手当)×級地区分別支給割合一地域手当 * 級地区分別支給割合 6%~22%	18,251	E +	139,321	E
校	へき地手当 に準ずる手当	〇へき地等学校に勤務するためにへき地等学校が所在する市町村内に住居を移転した職員に支給・(給料の月額+教職調整額+扶養手当)×支給率 * 支給率 異勤後5年間 4% その後1年間 2%				

義務教育等教員特別手当	・産業教育主当、定時制通信教育・手当の支給を受ける期間に調整支給する。 * 夜間定時制、通信教育に係る定時制通信教育手当又は農業、水産に係る産業教育手当の受給期間 : 定額の3/4の額 * 上記以外の者:定額の2/4の額	1,382,022 千円	60,498 用
産業教育手当	○農業、水産、工業の教科の授業及び実習を担当する教育職員に支給 ・(給料月額+數職調整額)×5% (定時制通信教育主当会給者、管理職手当会給者に3%)	124,254 千円	195,676 円
定時制通信教育手当	○ (公時料制課程及び通信制課程に勤務する教育職員に支給・(給料月額+數職調整額)×3~5%*校長、副校長、教頭 3%*校長、副校長、教頭 3%校間に時制教育に従事する職員 5%昼間定時制教育、通信教育に従事する職員 3%昼間定時制教育、通信教育に従事する職員 3%	67,646 千円	170,393 用

令和元年9月27日

蕔

(30年4月1日現在) 特別職の報酬等の状況 9

	M	4		給料月額等
绺	知		 	1,350,000 円
菜		展	 	1,080,000 円
	鱳		賦	1,110,000 円
報	画	繼	展	田 000,000
	鱳			图 890,000 田
	弁		 -	(30年度支給割合)
舜		科	#	3.35 月分
₩ ₩	議		賦	(30年度支給割合)
· ៕	画	繼	賦	3.35 月分
	雞			
型				(算定方式) (1期の手当額) (支給時期)
職主	知		#	135万円×在職月数×0.519 33,631 千円 (任期毎)
· ៕	画	英	 	108万円×在職月数×0.394 20,425 千円 (任期毎)
科定	梲		#	
-	福	茶	 	★枯卆 5.4%

⁽注) 退職手当の「「期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額です。

職員数の状況

部門別職員数の状況と主な増減理由 (1)

(単位:人)

1				
⟨R ⊻ 	職員数	数	対前年	まな増減番中
部 開	平成30年	平成29年	増减数	1-1 - No. II - No II
知事部局	2,585	7,523	62	災害対応など (参考:人口10万人当た9職員数147.83人)
教育委員会	20,745	20,291	454	小学校の学級増など (参考:人口10万人当た9職員数404.33人)
その 他	12,069	12,024	45	警察官の欠員補充など (参考:人口10万人当たり職員数235.23人)
₩	40,399	39,838	561	561 (参考:人口10万人当た9職員数787.39人)
(注) 1 定員管理	定員管理調査 (各年4月1日現在) において報告した職員数です	1日現在) にお	いて報告し、	た職員数です。

- 疋員管理調査(各年4月1日現在)において報告した職員数です。 その他は、各種委員会(教育委員会を除く。)、警察本部、議会事務局、企業局です。 - 2

中報

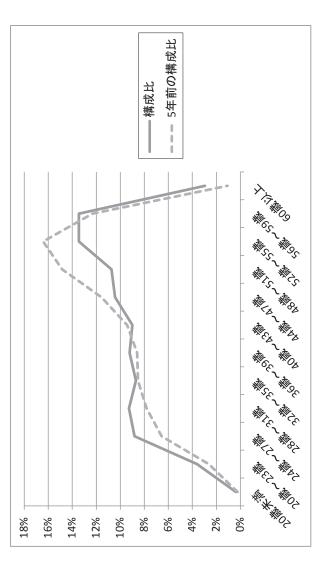
Ø

驰

汨

뻮

日現在) \vdash 0年4月 (3 年齢別職員構成の状況 (5)



	20歳	20歳	24歳	28歳	32歳	36歳	40歳	44歳	48歳	52歳	56歳	60歳	
安 区		~	~	~	~	~	~	~	~	~	~		111111111
	米	23歳	27歳	31歳	35歳	39歳	43歳	47歳	51歳	55歳	59歳	以上	
1	\prec	$\overline{\prec}$	\prec	\prec									
職員数	162	1,652	3,628	4,015	3,535	3,659	3,605	1,181	4,070	5,163	5,338	1,391	40,399

職員数の推移 (3)

(単位:人・%)

			損数です。	て報告した職	定員管理調査(各年4月1日現在)において報告した職員数です	4月1日現	引調査 (各年	(注) 1 定員管理
(△19.5)	△ 9,803	40,399	39,838	50,607	50,230	50,141	50,202	111111
(3.5)	411	12,069	12,024	11,923	11,856	11,789	11,658	その他
(△32.6)	$20,745$ $\triangle 10,051$ $(\triangle 32.6)$		20,291	31,151	30,789	30,693	30,796	教育委員会
$(\triangle 2.1)$	\triangle 163	7,585	7,523	7,533	7,585	7,659	7,748	知事部局
年 間 数(率)	過去5年間 の増減数(率)	平成30年	平成29年	平成28年	平成27年	平成26年	平成25年	部門年度
(a/ > (14) +	Ė							

- 7 2
- 定員管理調査(各年4月1日現在)において報告した職員数です。 その他は、各種委員会(教育委員会を除く。)、警察本部、議会事務局、企業局です。

令和元年9月27日

公営企業職員の状況 ∞

職員給与費の状況 Ξ

決算見込

1п	181				
(参考) 29年度の総費用に占	める職員給与費比率	%	34.7	12.5	2.9
総費用に占める 職員給与費比率	B/A	%	33.5	13.3	5.6
職員給与費	В	一十	154,902	201,113	9,862
純損益スは 実質収支		田士	18,197	456,470	\triangle 38,994
総費用	A	日士	462,581	1,512,765	175,989
医分		30年度	電気事業	工業用水道事業	工業用地造成事業

区分	職員数		7 架	与 費		一人当たり給与費
	V	格 給	職員手当	期末・勤勉手当	H B	B/A
30年度	\forall	日士	千円	千円	千円	千円
電気事業	14	56,785	18,701	24,648	100,134	7,152
工業用水道事業	20	87,761	23,501	38,119	149,381	7,469
工業用地造成事業	4	17,234	4,694	7,781	29,709	7,427

^{1 2} (洪)

職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(30年4月1日現在) (5)

電気事業

平均月収額	596,038 円
基本給	366,088 用
平均年齢	42.1 歳
区分	担 园 對

工業用水道事業

平均月収額	592,784 円
基本給	日 986,976
平均年齡	46.8 歳
区分	福岡県

工業用地造成事業

平均月収額	618,921 円
基本給	日 296,567
平均年齡	45.8 歳
区分	省 囲 野

平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます

職員の手当の状況 (3)

ア 期末手当・勤勉手当		
公営企業	行 政 職	
1人当たり平均支給額(30年度決算見込)	1人当たり平均支給額(30年度決算見込)	
期末,勤勉手当 1,809 千円	期末•勤勉手当 1,619 =	#
(30年度支給割合)	(30年度支給割合)	
期末手当動勉手当	期末手当動	
2.60 月分 1.85 月分	2.60 月分 1.85 月分	1分
(1.45) 月分 (0.9) 月分	(1.45) 月分 (0.9) 月	月分
(加算措置の状況)	(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置	職制上の段階、職務の殺等による加算措置	til-m1
役職加算 5~20%	役職加算 5~20%	
管理職加算 15%	管理職加算 10~25%	

⁽⁾内は、再任用職員に係る支給割合です。 (洪

Ш 27

令和元年9月

帮

(30年4月1日現在) 退職手当

	公	企業	行政	職員
(支給率)	自己都合	定年・早期退職 募集による退職	自己都合	定年・早期退職 募集による退職
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置	I	定年前早期退職特例措置		定年前早期退職特例措置
		(割増率2%~45%)		(割増率2%~45%)
1人当たり平均支給額	一	21,281 手用	2,378 千円	22,228 千円

30年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額です。 退職手当の1人当たり平均支給額は、 $(\overline{\mathbb{H}})$

(30年4月1日現在) 地域手当 1

% 09.4	人 81	4.60 %	岡市を除く福岡県内の地域
2.40 %	21 人	5.40 %	福岡市
一般行政職の制度(支給率)	支給対象職員数	支給率	地域手当支給対象地域
222,231 円	年度決算見込)	地域手当支給職員1人当たり平均支給年額(30年度決算見込)	員1人当た
8,667 千円	(Z)	地域手当支給実績(30年度決算見込)	3手当支給集

1日現在) (30年4月 特殊勤務手当

	132 千円	14,642 円	23.1 %	2	左記職員に対する支給単価	○ 日額300円② 日額220円③ ○ ④ 日額220円 ~ 320円⑤ 日額130円 ~ 250円⑥ 日額300円⑦ 日額480円 ~ 1,095円	3 千円 日額700円~1,050円
					支給実績 (30年度決算見込)	129 千円	3 千円
(-I	見込)	30年度決算見込))割合(30年度)	ζ)	主な支給対象業務	①高圧機器整備点検作業 ②水路管内作業 ③高所作業 ④洪水吐ゲートの保守点検作業 ⑤有害薬品を使用する作業 ⑥漏水事故復旧等の道路上作業 ⑦災害応急作業	用地交涉業務
	支給実績(30年度決算見込)	支給職員1人当たり平均支給年額(30年度決算見込)	職員全体に占める手当支給職員の割合(30年度	手当の種類(手当数	主な支給対象職員	支給対象の作業 に従事した職員	交渉業務に従事した職員用地交渉業務
2000		支給職員	職員全		手当の名称	危険業務手当	用地交渉手当

時間外勤務手当

支給実績(30年度決算見込)	14,581 千円
職員1人当たり平均支給年額(30年度決算見込)	417 千円
支給実績(29年度決算)	8,327 千円
職員1人当たり平均支給年額(29年度決算)	245 千円

- (<u>H</u>
- 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含みます。 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(30年度決算見込)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含みます。 7

첖

 $\langle 4$

빤

逛

幅

その他の手当 (30年4月1日現在)

· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	内容及び支給単価	行政職員 の制度と の異同	行政職員の制 度と異なる内 容	支給実績 (30年度決算)	(達 (華)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (30年度決算見込)
大 養 手 当	○扶養親族のある職員に対して支給・配偶者 6,500円・子 1人につき 10,000円・父母等 6,500円・16歳になる年度初めから22歳になった年度末までの子の加算 5,200円	<u></u> 回	ı	5,952	田田	313,263 円
住居手当	○自ら居住するため住宅を借り受け、家賃を支払っている職員 ・家賃23,000円以下 家賃-12,000円 ・家賃23,000円超 ・家賃23,000円超 11,000円+(家賃-23,000円)×1/2 (支給限度額27,000円) ○単身赴任手当を支給されている職員の配偶者が 居住する住居 ・上記額の1/2	匠	ı	1,880	日	235,000 円
通勤手当	○交通機関、交通用具(自動車等)を使用して通勤 している職員に支給 ・運賃等相当額(原則として6箇月定期券の額) ・交通用具使用額 通勤距離に応じ2,000円~ ・新幹線等利用者の特別料金等加算 (県外上限41,000円)	匝	-	11,226	于 王	330,174 円
单身赴任手当	○異動又は公署の移転を原因として単身赴任となった職員に対し支給・30,000円~100,000円	同	-	0	# E	田 0
管理職員特別 勤務手当	○週休日等又は平日深夜において勤務した管理職員に職の区分等に応じて支給 過休日等 1回4,000円~12,000円 平日深夜 1回2,000円~6,000円 (週休日等の従事時間が6時間を超える場合は、 1.5倍)	同 ご	_	51	于 日	12,750 円
夜間勤務手当	○深夜にわたる正規の勤務時間に勤務した職員に 対して支給 ・勤務1時間当たりの給与額×25/100×午後10時 から翌日の午前5時までの勤務時間	画 ご	l	0	# E	田 0
休日勤務手当	○祝日等における正規の勤務時間に勤務した職員 に対して支給 ・勤務1時間当たりの給与額×135/100×勤務時 間	同	_	0	# E	日 0
管理職手当	○管理又は監督の地位にある一定範囲の職員に対して支給・給料表・職務の級・職の区分別に定めた額(87,000円~106,200円)	同	I	4,406	H H	1,101,600 円

9 職員の人事評価の状況

任命権者は、能力及び実績に基づく人事管理の徹底を図るため、任用、給与その他の人事管理の 基礎として人事評価を定期的に実施し、その結果に応じた措置を講ずることとされています。

各任命権者における取組は、以下のとおりです。

【知事部局等】

计算计量	平成30年12月1日現在において、一般職に属する職員
マ	※評価対象期間における勤務期間が一月に満たない職員等を除く。
評価対象期間	4月1日~翌年3月31日
	・業務遂行を通じた自らの職層に求められる能力の発揮状況及び業務課題への取組
	状況等の業務実績を評価。
評価の方法等	・上司による5段階の絶対評価を実施。
	・期首、期中、期末における直属の上司との面談を通じ、円滑な業務遂行や能力開発
	に必要な指導、助言を実施。
	・昇給並びに6月期及び12月期の勤勉手当において前年度の評価結果に応じた成
結果の活用	績区分を適用。
	・転任や昇任等人事面における参考資料として活用。

[教育委員会]

	平成30年12月1日現在において、一般職に属する職員
評価対象者	※評価対象期間における勤務期間が一月(県立学校の教育職員及び市町村県費負担
	教職員については、四月)に満たない職員等を除く。
評価対象期間	4月1日~翌年3月31日
	・業務遂行を通じた自らの職層に求められる能力の発揮状況及び業務課題への取組
	状況等の業務実績を評価。
評価の方法等	・上司による5段階の絶対評価を実施。
	・期首、期中、期末における直属の上司との面談を通じ、円滑な業務遂行や能力開発
	に必要な指導、助言を実施。
	・昇給並びに6月期及び12月期の勤勉手当において前年度の評価結果に応じた成
結果の活用	績区分を適用。
	・転任や昇任等人事面における参考資料として活用。

【警察本部】

評価対象者	全警察職員。ただし、地方警務官及び非常勤職員を除く。
評価対象期間	12月1日~翌年11月30日
	・業務遂行を通じた自らの職層に求められる能力の発揮状況及び業績を評価。
11 年 6 十 注 每	・上司による重層的な評価を実施。
平置の方在寺	・人事評価の結果、必要がある場合は、評価者等が被評価者に対し、業務指導、助言
	等を実施。
結果の活用	転任や昇任等の人事面、勤勉手当等の給与面に活用

令和元年9月27日

10 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

職員の勤務時間その他の勤務条件は、国及び他の地方公共団体の職員との間に権衡を失しな いように考慮して、条例等で定めています。その概要は、次のとおりです。

(1) 勤務時間

勤務時間は、休憩時間を除き、1日について7時間45分、1週間について38時間45分です(日 曜日及び土曜日は週休日)。

時30分から午後5時15分まで、警察本部は午前9時から午後5時45分までとしています。また、交 -般的な職員の勤務時間は、各任命権者の規程等により、知事部局及び教育委員会は午前8 替制勤務職員など、勤務の特殊性によりこの勤務時間により難い職員の勤務時間は、別に定めて

なお、知事部局及び教育委員会(学校を除く。)においては、一般的な職員の勤務時間に加え、 始業時刻を午前9時、終業時刻を午後5時45分とする時差通勤を実施しています。

(2) 休憩時間

般的な職員の休憩時間は、正午から午後1時までの1時間としています。

(3) 週休日・休日

週休日とは、原則として毎週日曜日及び土曜日を、また、休日とは祝日法による休日(国民の祝 日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日)及び年末年始の休日(12月29日か ら翌年の1月3日までの日(祝日法による休日を除く。))をいいます。

なお、公務の運営上の事情により、特別の形態によって勤務する必要のある職員については、 週休日を別に定めています。

す。有給休暇としては、事由を限らず、毎年与えられる年次休暇と、特定の事由に基づいて認めら 休暇の種類は、給与が支給されるか否かによって、有給休暇と無給休暇に分けることができま れる特別体暇等があります。また、無給休暇として、介護休暇等があります。

特別休暇は、選挙権の行使、結婚、出産、交通機関の事故等25項目を設けています。

11 職員の休業に関する状況

(1) 休業の概要

「休業」とは、職は保有するものの職務に従事しないというもので、分限処分である「休職」と同様 の性格を有していますが、本人の請求により認められる点が「休職」とは異なります。

育児休業は、子を養育する職員の継続的な勤務を促進し、もって職員の福祉を増進するととも に、行政の円滑な運営に資することを目的とした制度で、対象となる子の年齢は3歳未満となって

事業主行動計画)を策定し、育児休業等の制度周知の徹底と取得しやすい環境整備を図っている いる中、福岡県においても、各任命権者が職員の子どもたちの健やかな育成のための計画(特定 次世代育成や女性職員の活躍推進の観点から、男性の積極的な育児参加が特に求められて ところです。

自己啓発等休業は、公務員としての能力・資質向上や公務意識の醸成及び国際協力を促進す るため、大学等課程の履修又は国際貢献活動への参加を可能とする制度です。 大学院修学休業は、公立学校の教員が専修免許状を取得する機会を拡充するため、国内外の 大学院等に在学してその課程を履修することを可能とする制度です。

配偶者同行休業は、公務において活躍することが期待される有為な職員の継続的な勤務を促 進するため、職員が外国で勤務等をする配偶者と生活を共にすることを可能とする制度です。

(2) 休業の状況

平成30年度における職員の休業の状況については、次のとおりです。

(単位:人)

休業の種類	育児休業	自己啓発等休休	大学院修学 朱	配偶者同行 休 業	111
	539	2	8	3	550
人数	584	9	0	4	594

(注)1 上段は平成30年度に新たに取得した者、下段は平成29年度以前から引き続き取得している者の人数です。

政令市立学校の教職員は含みません。

 $^{\circ}$

同一の者が複数回にわたって休業を取得した場合は、その数を重複して計上しています。

12 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1) 分限制度の概要及び処分の状況

分限制度は、職員が恣意的にその職を奪われることのないよう身分を保障することにより、公務 の中立性、安定性を確保し、その適正かつ能率的な運営を図ろうとする趣旨から整備されていま 任命権者が職員をその意に反して降任し、又は免職することができるのは、①勤務実績が良くな に準ずる公共的施設において、その職員の職務に関連があると認められる事項の調査、研究又は 期の休養を要する場合、②刑事事件に関し起訴された場合、③学校、研究所、病院その他これら い場合、②心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合、③その職に 必要な適格性を欠く場合等であり、また、休職にすることができるのは、①心身の故障のため、長 指導に従事する場合等とされています。平成30年度における分限処分の状況は、次のとおりで

令和元年9月27日

(単位:人)

処分の種類	降任	免 職	休職	台
処分事由				
勤務実績が良くない場合	0	0		0
心身の故障の場合	0	1	270	122
職に必要な適格性を欠く場合	0	1		I
職制、定数の改廃、予算の減少によ				
り廃職、過員を生じた場合	0	0		0
刑事事件に関し起訴された場合			2	2
学校、研究所等において調査、研究				
等に従事する場合 (納啶粉軸)			—	1
災害により生死不明又は所在不明と				
なった場合(条例淀粉事的)			0	0
	·			
七	0	2	573	575

- (注)1 政令市立学校の教職員は含みません。
- 同一の者が複数回にわたって分限処分に付された場合は、その数を重複して計上しています。
- 休職に付されている者の休職期間が更新された場合は、その都度新たな処分が行われたものとみなして
- 条件付採用期間中の職員に、分限処分に準じる措置が行われた場合は、その数を計上しています。

(2) 懲戒制度の概要及び処分の状況

ずれかに該当するときは、懲戒処分として戒告、減給、停職又は免職の処分をすることができるとさ 任命権者は、①地方公務員法(昭和25年法律第261号)等に違反した場合、②職務上の義務 に違反し、又は職務を怠った場合、③全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合のい れています。平成30年度における懲戒処分の状況は、次のとおりです。

(単位:人)

₹ □		9	∞	1	2	9	24
) 中	0	0	0	0	0	4	4
游	0	4	П	0	0	2	7
停職	П	0	П	0	1	0	33
免職	0	7	9	1	1	0	10
処分事由	給与・任用に関する不正 (給与不正領得等)	一般服務違反関係 (欠勤、勤務態度不良等)	一般非行関係 (傷害、異性関係非行等)	収賄等関係 (収賄、横領等)	道路事故•交通法規違反	監督責任	如

- (注) 1 政令市立学校の教職員は含みません。
- 同一の者が複数回にわたって懲戒処分に付された場合は、その数を重複して計上しています。 \circ

Ш

27

令和元年9月

職員の服務の状況 1ვ

行為等の禁止、営利企業への従事等の制限など、民間企業の勤労者とは異なる服務上の強い制約 方公務員法や教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)によって、法令等及び上司の職務上の命 職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ、職務の遂行に当たっては、全力 を挙げてこれに専念しなければならないこととされています。この趣旨を具体的に実現するため、地 令に従う義務、信用失墜行為の禁止、職務上知り得た秘密を守る義務、政治的行為の制限、 が課されています。

これらの服務規律を保持するため、懲戒制度が設けられており、その懲戒処分の状況は、12(2) のとおりです。

び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)により、市町村教育委員会がその服務を監督すると また、 市町村立学校に勤務する教職員 (県費負担教職員)については、地方教育行政の組織及 定められています。

なお、制度の趣旨を徹底させるため、所属研修を実施するほか、日常の具体的事例に関する照 会等の機会を通じて、適切な処理を行っているところです。 さらに、福岡県職員倫理条例(平成13年福岡県条例第49号)を制定し、職員が常に認識してお かなければならない基本的な心構えや職員が遵守すべき倫理行動規準を規定するとともに、入札 参加事業者との原則交際禁止等に関する規定を定めています。

職員の退職管理の状況 4

岡県職員の退職管理に関する条例(平成27年福岡県条例第54号)第3条の規定により、再就職先 本庁課長級以上の職に就いている職員であった者が、離職後2年間に再就職した場合は、 の名称等について離職時の任命権者に届け出ることとされています。

平成30年度の各任命権者への届出状況は、次のとおりです

_			23	0	
	ゆのそ				
	営利法人	12	0	12	1
再就職先の内訳	その他の非営利法人	12	1	0	1
再就職5	学校法人等	3	14	1	0
	公益法人等	19	1	4	2
	国又は地方公 共団体の機関	0	1	0	0
届出件数	(仲)	23	19	11	9
八分茶水	T H THE	知事	教育委員会	警察本部長	その他

- (注) 1 ... 2 ... 3 ... 3 ... 3
- 再任用等、人事委員会規則で定める場合は届出が不要です。 公益法人等には、独立行政法人、特殊法人及び認可法人を含みます。 学校法人等には、医療法人、社会福祉法人及び宗教法人を含みます。

職員の研修の状況 15

職員の研修は、職員の勤務能率の発揮及び増進を目的に、任命権者において組織的かつ計画 的に行われています。 例えば、知事や議会、監査委員、教育委員会、人事委員会等の事務部局に勤務する職員につい

また、教育公務員については、教育公務員特例法においても、絶えず研究と修養に努めなければ ては、職員研修を自己啓発・職場研修・研修所研修・派遣研修に区分して実施しています。 ならないことが規定されており、より豊富な研修の機会が設けられています。

平成30年度に行われた主な研修には、次のようなものがあります。

(行政職員)

自己啓発	通信研修支援
	自主研究グループ支援
職場における研修	職場における研修 部局研修・所属研修 (人権・同和問題、公務員倫理等)
	業務専門研修
研修所における	基本研修(新採用職員研修、一般職員研修、管理監督者研修)
研修	専門研修(財務諸表の読み方、折衝・交渉力、問題解決思考力、プレゼンテーショ
	(株)
	特別研修(トップセミナー、九州・山口各県職員合同等)
派遣研修	自治大学校派遣研修
	都道府県、市町村、企業等派遣研修
	大学院派遣研修 等

(教職員)

(とうなし、くた)	
職場における研修	職場における研修 各所属の諸課題における研修(授業改善、教育相談等)
教育センター、体育	教育センター、体育 基本研修(初任者研修、若年教員研修、中堅教諭等資質向上研修、エキスパート
研究所等における	研究所等における 教員研修、新任校長研修 等)
研修	専門研修(各教科の指導に関する研修等)
	長期研修
	課題研修(教育課程研究集会、新教育課程福岡県説明会、管理職等研修会、体
	力向上、薬物乱用防止、人権教育等)
派遣研修	教職員等中央研修(校長マネジメント研修、副校長・教頭等研修、中堅教員研修、
	健康教育、体力向上等)
	国立大学·大学院派遣長期研修 等

(警察官)

, I X I	
職場における研修	各所属における集合教養
	本部主管課による研修・講習
	部外講師による講演等
警察学校における	採用時教養
研修	昇任時教養
	車科等教養
派遣研修	語学委託研修

16 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 安全衛生管理

職員の安全と健康を確保し、快適な職場環境を形成するため、労働安全衛生法(昭和47年法

管理者、健康管理者、産業医、安全管理者及び衛生管理者を選任するとともに、総括安全衛生委 津第57号)並びに各任命権者の安全衛生管理規程及び健康管理規程に基づき、総括安全衛生 員会、警察本部衛生委員会等を設置しています。

(所属長)及び副健康管理担当者を配置するとともに、(安全)衛生委員会や各地区連絡協議会等 さらに、全所属に健康推進員(副課長、課長補佐、副所長、事務長等)又は、健康管理担当者 を設置し、安全衛生管理活動の推進を図っています。

(2) 職員の健康管理

労働安全衛生法に基づき、事業者責任として職員の健康管理状態を把握し、健康障がいや疾 病の早期発見を行うため、全職員を対象に定期健康診断を、特定の有害業務従事者を対象に特 別健康診断を実施しています。

(3) 利益の保護の状況

職員の利益は、勤務条件に関する措置要求制度及び不利益処分に対する不服申立て制度に よって保護されています。 勤務条件に関する措置要求制度は、給与、勤務時間その他の勤務条件に関し団体協約を締結 することの認められない職員が人事委員会に対して地方公共団体の当局により適切な措置が執ら れるべきことを要求する制度であり、また、不利益処分に対する不服申立て制度は、不利益な処分 を受けた職員が人事委員会に対して不服申立てを行うことを認める制度です。 平成30年度における福岡県人事委員会の業務の状況」の3及び これらの制度の状況は、「二 4のとおりです。

令和元年9月27日

平成30年度における人事委員会の業務の状況 Π

職員の競争試験及び選考の状況

$\widehat{\Box}$

競争試験 30年度に実施した職員の競争試験の状況は、次のとおりです。 職種及び日程

Θ

	1					
	職種			日		
試験の種類	試験区分等	受付期間	1 %	次試験	2 次試験	最終 合格発表
I 類	行政、教育行政、警	5月14日	6月24日		7月17日	8月20日
	察行政、児童福祉、	~ 5 月 25 日			~8月10日	
	· 解 : 解 : · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·					
	が 悪 業					
	産、水産、薬剤師、					
	米 東十					
I 類	農業					
	行政事務、教育行政	8月13日	9月23日		10月19日	11月27日
		~8月24日			\sim 11月9日	
Ⅲ 類	一般事務、教育行政				10月16日	
	、警察行政、土木、 農業土木、林業				~11月13日	
1	4. 地	7月17日	п 9 с н 8		10月27日	11日97日
職務経験者	1.J. 数	\sim 7月27日	7 7 C		\sim 10月28日	17 61
警察官A	第1回	4月2日 ~4月23日	5月13日	5月28日 ~6月5日	6月25日 ~7月3日	8月8日
(男性)	第2回	8月10日 ~8月31日	日91日6	10月1日 ~10月3日	11月5日 ~11月7日	12月20日
警察官A	第1回	4月2日 ~4月23日	5月13日	日2日9~ 日2日9~	7月5日 ~7月6日	8月8日
(女性)	第2回	8月10日 ~8月31日	9月16日	10月15日	11月15日	12月20日
警察官A	第1回	4月2日 ~4月23日	5月13日		7月6日	8月8日
(武道指導)	第2回	8月10日 ~8月31日	日91日6		11月7日、 11月15日	12月20日
警察官 B (男性)		8月10日 ~8月31日	日91日6	10月3日 ~ 10 月11日	11月7日 ~11月14日	12月20日
警察官B	I		5月13日	日2日9	7月3日	8月8日
(早期採用男性)		~4 Д 23 Ц		~6月6日	~7, Я4 П	
警察官 B (女性)	_	8月10日 ~8月31日	9月16日	10月8日 ~10月12日	11月15日 ~11月16日	12月20日
警察官C	I	4月2日 ~4月23日	5月13日	6月2日	7月5日 ~7月6日	8月8日

人数 **(**)

		申込者数	受験者数	受験率	-	最終	似: 靈
試験の種類	予定数				合格者数	公格者数	中州
	3	3	3	(%)	\leq	3	(吳)
[類	121	1,478	1,029	9.69	344	179	5.7
I類	09	289	384	6.09	125	69	5.6
I類	09	814	989	72.0	164	84	7.0
民間企業等職務経験者	2	988	989	66.1	21	6	65.1
警察官 A (男性)	185	1,924	1,389	72.2	746	223	6.2
警察官A (女性)	98	442	276	62.4	146	14	5.9
警察官A(武道指導)	5	<i>L</i>	2	100.0	2	5	1.4
警察官B (男性)	103	1,329	1,058	79.6	425	116	9.1
警察官B (早期採用男性)	22	861	633	73.5	96	30	21.1
警察官B (女性)	24	354	267	75.4	104	28	9.5
警察官C	13	99	89	80.3	29	11	4.8
1 = = = = = = = = = = = = = = = = = = =	672	8,798	6,259	71.1	2,206	801	7.8

(5)

採用選考 職員の採用は、地方公務員法上、原則として競争試験によることとされていますが、人事委員会の定める職については選考によることができることとされています。30年度に各任命権者から提出された採用選考請求の承認状況は、次のとおりで €°

教育委員会 (件)	1		13		2	2	2	26
知 事 (件)	1	2	3	2	14	4	2	33
聯	部長相当職	次長相当職	課長相当職	課長補佐相当職	係長相当職	主任主事相当職	主事相当職	111111111111111111111111111111111111111

警察本部 (件)	11			I	6	21
搬	警視相当職	警部相当職	警部補相当職	巛査部長相当職	巡査相当職	111111111111111111111111111111111111111

なお、30年度に人事委員会において試験を実施している公開公募による採用選考の実施状況は、次のとおりです。

		茶用	申込者数 受験者数	受験者数	一次	最終	競争
種別	職種	予定数			合格者数	合格者数	倍率
		(\mathcal{L})	(人)	(人)	(人)	(\mathcal{T})	(堤)
選考	看護師、研究職員(39	177	140	91	43	3.3
(前期)	金属、電子、機械A						
	、機械B、化学A、						
	薬学)、獣医師、船員						
	(機関)、心理判定員						
	、児童自立支援専門						
	員、保育士、保健師						
	、職業指導員(機械						
	科、建築科、情報処						
	理科、OAビジネス						
	奉)						
選考	研究職員(電子)、船	8	62	48	19	<i>L</i>	6.9
(後期)	員(機関)、保健師、						
	職業指導員(機械科						
	、情報処理科、OA						
	ビジネス科)						
身体障が	一般事務、教育行政	7	89	59	27	9	9.8
い者及び	、警察行政						
精神障が							
い者を対							
象とする							
採用選考							

(\mathfrak{S})

昇任選考 職員の昇任については、警察官昇任試験を除き選考により実施しています。 30年度に各任命権者から提出された昇任選考請求の承認状況は、次のとおりです。

£1¢	1	3	1	0	ಣ	∞
教育委員会 (件)			Ι	9	2	8 8
知 (件)		2	2	9		1 3
職	部長相当職	次長相当職	課長相当職	課長補佐相当職	係長相当職以下	111111111111111111111111111111111111111

ı	
	, 0
	4
	もらい

	Ť
	で内数
	毲
	は公安職
	21
	7
	7
	K
ı	111
ı	注

警察本部 (件)	(99) 0 9	(0) 8	26(0)	(0) 0 6	184 (56)
搬	警視相当職	警部相当職	警部補相当職	巡査部長相当職	111111111111111111111111111111111111111

辚

4

一般任期付職 任期付職員の採用の承認 任命権者は、任期付職員(任期付招へい研究員、特定任期付職員、 員)の採用に当たり、人事委員会の承認を得なければなりません。 30年度の人事委員会の承認件数は1件(任期の更新)です。

- ・任期付招へい研究員:民間等の優れた研究者を県の試験研究機関に受け入れるもの・特定任期付職員:高度の専門的な知識経験等を有する者を任期を定めて採用するもの・一般任期付職員:専門的な知識経験を有する者を任期を定めて採用するもの・ (洪)

Ш

冷和元年9月27

增刊②

42号

箫

給与等に関する報告及び勧告[平成 30 年 9 月 19 日]の状況 Ø

給与等に関する報告及び勧告は、地方公務員法第8条、第14条及び第26条の規定に基づき、一般職に属する福岡県の職員の給与等について議会及び知事に対して行うもの かか

30年度に実施した報告及び勧告の概要は次のとおりです

概要 $\widehat{\Xi}$

平成30年4月の公民較差に基づく給与改定

- 較差 473 円 (0.13%) の解消のため、給料月額を引上げ 期末・勤勉手当の支給月数を 0.1月分引上げ

平成30年4月の公民較差に基づく給与改定 (S

民間給与との比較

(7) 月例給の較差

参考(平成29年)	300周 (0.08%)
平成30年	473周(0.13%)

(イ) 期末・勤勉手当

_	
職員の年間支給月数	4.35月
民間の年間支給割合	4. 43月

イ 給与改定の内容

(7) 給料表

公民較差の状況及び人事院勧告における俸給表の改定内容を勘案して改定

- 宗士器(火)
- 4.35 月分→4.45 月分 (勤勉手当を 0.1 月分引上げ) 期末・勤勉手当
- 福岡市以外の地域の支給割合を 0.03%引上げ (4.6%→4.63%) 地城手当
- 給料表の改定状況を勘案し医師及び歯科医師並びに獣医師 の手当限度額を引上げ (医師及び歯科医師 200 円、獣医師 100 円) 初任給調整手当

実施時期 Ð

平成30年4月1日

その他の給与 (B)

宿日直手当

人事院勧告の内容及び本県職員の状況を勘案し所要の改定を行う必要がある

イ 通勤手当の見直し

交通用具使用者に係る通勤手当については、ガソリン価格の変動や燃費性能の向上 等の通勤に係る状況の変化、国や他の地方公共団体及び県内民間事業所の手当の支給 状況等を勘案し、見直しについて検討する必要がある。

ә (4)

人材の確保及び育成について 1

(7) 有為な人材の確保

ることから、任命権者と緊密に連携しながら、広報活動の充実と改善に取り組む必要がある。また、受験者の資質や特性をより把握でき、県が求める人材の確保につ 職員採用を取り巻く環境は将来的にますます厳しい状況となることが予想され ながる採用試験の実施に向けて、検討していく。

(4) 女性の採用・登用の拡大

有為な女性職員の採用・登用の拡大が重要であり、任命権者においては、女性職員のキャリア形成、意識改革、管理職のマネジメント能力の向上などに取り組み、女性が能力を発揮し意欲をもって働くことができる職場づくりを一層進めていく必 ている行政課題への対応力を強化し、組織の活力を高めるため 複雑化,多様化し 要がある。

(ή) 人事評価制度に基づく適正な人事管理

に努め、職員の納得と理解を得ながら、適正な人事管理を進めていく必要がある。

イ 働き方改革と勤務環境の整備等について

(7) 長時間労働の規制等

上限規制を遵守する法的義務を負うことから、時間外勤務手続の一層の適正化等に努める必要がある。締結義務のない職場においても、働き方改革の重要性・必要性は異なるものではない。本委員会は、全ての職員に適用する、時間外勤務を命ずる 三六協定の締結義務のある職場の管理監督者は、来年4月から労働基準法による ことができる時間の上限を設定することについて検討を進める。

(イ) 年次休暇の取得促進

年次休暇は、職員の心身の疲労を回復し、ゆとりある生活を保障するものである。 任命権者においては、引き続き、年次休暇を取得しやすい職場環境の整備など年次 休暇の確実な取得を促していく必要がある。

(ウ) 仕事と家庭等の両立支援の推進

任命権者においては、男性職員の育児休業等取得率等の数値目標達成に向け、引き続き、職員が子育てに関する諸制度を利用しやすい職場環境づくりを推進する必 要がある。また、サテライトオフィスの設置をはじめとした勤務形態の多様化・弾力化を実現する制度の導入に向けて、更に検討を進める必要がある。

(エ) ハラスメント防止対策

適切な対応のためには、管理監督者が果たすべき役割が最も重要である。任命権者においては、管理監督者に対する研修等を通じて、その責務についての認識を徹底させることにより、ハラスメントのない職場環境の構築を確実に進めていくことが ハラスメントを許さない職場風土の醸成や、ハラスメントが生じた場合における 切な対応のためには、管理監督者が果たすべき役割が最も重要である。任命権者 肝要である。

t) メンタルヘルス対策

よう徹底することが必要である。その上で、管理監督者が、ストレスチェックの結果を踏まえ、職場環境の課題を解決することにより、職員のメンタルヘルス不調の未然防止を図るとともに、早期発見・早期対応、適切な職場復帰支援を行うよう、 任命権者においては、ストレスチェックが全ての職員において確実に実施される 引き続き徹底を図る必要がある。

(4) 臨時・非常勤職員の任用

昨年、臨時的任用職員及び特別職非常勤職員の任用要件の厳格化及び会計年度任 法律が公布されたところであり、平成32年4月の法施行に向けて、任命権者にお 用職員制度の創設が盛り込まれた地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する いては、法の改正趣旨に沿って具体的に制度を構築していく必要がある。 增刊②

定年の引上げに関する検討について Ð

人事院は、本年の給与勧告にあわせて、定年を段階的に 65 歳に引き上げるための国家公務員法等の改正についての意見の申出を行った。本県においても、高齢層職員の能力及び経験を活用していくことは不可欠であり、任命権者においては、国や他の都道府県の動向を注視しつつ、定年の引上げについて 検討を進めていく必要がある。

エ 県民の信頼回復に向けて

とりが、本県職員としての使命感と矜持を高く保持し、自ら厳正な服務規律の確保や法令遵守の徹底を図ることが重要である。任命権者においては、職員の倫理意識の確立、風通しの良い職場環境づくりの推進など、二度と不祥事を繰り返さないという強い決意をもって、取組を継続していくことが求められる。 度重なる職員の不祥事により失われた県民の信頼を回復するためには、職員一人ひ

勤務条件に関する措置の要求の状況 ო

勤務条件に関する措置要求制度は、職員から勤務条件に関し、適当な行政上の措置を求める要求があった場合に、人事委員会が必要な審査をした上で判定を行い、あるいはあっせん又はこれに準ずる方法で事案の解決に当たるものです。

係属の状況

	>			R N
7	((т	
(年)	(件)	(件)	(年)	
の係属件数	の処理件数	の要求件数	の係属件数	
平成30年度末	平成30年度中	平成30年度中	平成29年度末	

※「受託分」は公平委員会の事務の委託を受けている町分

審査の状況 (2)

令和元年9月27日

1 不利益処分についての審査請求の状況 不利益処分についての審査制度は、懲戒その他その意に反する不利益な処分を受けたとして職員から審査請求があった場合、人事委員会が、事案を審査し、その結果に基づいて、その処分を承認し、修正し、又は取り消す判定(裁決又は決定)を行うもので

係属の状況 (1)

/	ラントラー				
		平成29年度末	平成30年度中	平成30年度中	平成30年度末
		の係属件数	の申立て件数	の処理件数	の係属件数
		(件)	(件)	(件)	(件)
	懲戒処分	6.2	0	5	5 7
账	分限処分	1	0	0	1
尔	その他	2	0	0	2
	1111111	9	0	5	0 9
E	懲戒処分	0	0	0	0
[K]	分限処分	0	0	0	0
ដ <	その他	0	0	0	0
K	<u>†</u> ±±	0	0	0	0

※「県分 懲戒処分 平成29年度末の係属件数」の62件には、平成30年6月に同年3月14日付けの取下げを無効とした28件を含む。※「受託分」は公平委員会の事務の委託を受けている町分

審査の状況 8

)	世 早 57 17 //1			
	事案	名		審査等の状況
	平成29年(審)第	1号事案	裁決	平成30年4月9日
	昭和57年(不)第	10203号事案	取下げ	平成30年4月10日
账	平成29年(審)第	2号事案	裁決	平成30年12月19日
尔	平成27年(不)第	2号事案	裁決	平成31年3月11日
	昭和43年(不)第	6 3 号事案	審査の打切り (規則第13	り 平成31年3月11日 3条第1項第3号該当)